



発行 東京都

目次

134

規則（教）

○学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則……………一

訓令（教）

○職員の育児休業等に関する規程の一部改正……………一

規程（交）

○東京都交通局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程……………二

規程（下水）

○東京都下水道局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程……………四

規則（教）

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十七号

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし、同条第三項中「、第九号

又は第十号」を「又は第九号」に改める。

別表第一病気休暇に相当する休暇の項を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の学校職員の期末手当に関する規則第四条第二項及び第三項並びに別表第一の規定は、平成三十年十二月二日から適用する。

訓令（教）

●東京都教育委員会訓令第七号

都立高等学校

都立中等教育学校

都立特別支援学校

都立中学校

職員の育児休業等に関する規程（平成四年東京都教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月二十七日

東京都教育委員会

第二条第二項第一号中「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き

続き在職した期間が一年以上である」を「次のいずれにも該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間

が一年以上である非常勤職員

ロ 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は

一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である非常勤職員

ハ 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある非常勤

職員

第二条第四項中「東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則」を「東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に、「非

常勤職員勤務時間規則」を「会計年度任用職員勤務時間規則」に改める。
 第五条第一項中「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則」を「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十二年四月一日から施行する。

規 程 (交)

●交通局規程第四十二号

東京都交通局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

東京都交通局長 山 手 齊

東京都交通局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程（平成二十七年交通局規程第九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程

第一条中「法」という。）の下に「第二十二号に掲げる職員及び法」を加え、「及び費用弁償」を「費用弁償及び期末手当」に改める。

第二条第二項中「困難性」の下に「特殊性」を加える。

第四条第三項及び第四項中「東京都交通局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程」を「東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程」に改める。

第五条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、これにより難いと局長が認める場合は、この限りでない。

第九条第一項中「第十七条の規定に基づき任用する非常勤職員（以下「一般職非常勤職員」を「第二十二号の二第一項第一号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」に、

「東京都交通局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程」を「東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程」に、「一般職非常勤職員勤務時間規程」を「会計年度任用職員勤務時間規程」に改め、同条第二項中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同項第一号中「一般職非常勤職員勤務時間規程」を「会計年度任用職員勤務時間規程」に改め、同項第二号中「一般職非常勤職員勤務時間規程第二十二号」を「会計年度任用職員勤務時間規程第二十三号」に改め、同項第三号中「一般職非常勤職員勤務時間規程第二十三号」を「会計年度任用職員勤務時間規程第二十四号」に改める。

第十二条を削り、第十一条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(期末手当)

第十一条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（第十三条第一項に定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する会計年度の東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程（昭和四十九年交通局規程第四十三号。以下「期末手当規程」という。）第九条で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは任期の満了により、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した会計年度任用職員（第十三条第二項に定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、局長が別に定めた報酬の額を基礎として第十七条で定める期末手当基礎額に、期末手当規程第二条に掲げる職員（同規程第三条に規定する企(一)四級等職員、企(一)五級等職員及び企(七)の適用を受ける職員を除く。）に適用される割合を乗じて得た額に第十四条で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び一時差止めは、期末手当規程の適用を受ける職員の例による。
 4 前三項に規定するもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、局長が別に定める。

第十三条中「及び費用弁償」を「費用弁償及び期末手当」に改め、同条を第二十条とし、第十二条の次に次の七条を加える。

(期末手当の支給対象外職員)

第十三条 第十一条前段で定める会計年度任用職員は、次に掲げる者とする。

- 一 一 会計年度において、同一の任命権者に任用される期間が通算して六箇月に満たない者(局長が別に定める者を除く。)
 - 二 基準日に新たにこの規程の適用を受けることとなった者(第十六条の適用を受ける者を除く。)
 - 三 法第二十八条第二項第一号又は職員の休職の事由等に関する規則(昭和二十七年東京都人事委員会規則第十一号)第二条第三号若しくは第四号の規定に該当して休職にされている者(以下「休職中の者」という。)
 - 四 法第二十八条第二項第二号の規定に該当して休職にされている者
 - 五 法第二十九条第一項の規定により停職にされている者
 - 六 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第六条第一項ただし書の規定による許可を受けている者
 - 七 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)
 - 八 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の規定により他の地方公共団体に派遣されている者
 - 九 前各号に定める者のほか、局長が別に定める者
- 2 第十一条第一項後段で定める会計年度任用職員は、次に掲げる者とする。
- 一 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第四号から第七号まで又は第九号のいずれかに該当した者
 - 二 法第二十八条第一項の規定により免職された者
 - 三 法第二十八条第四項の規定により職を失った者(法第十六条第一号に該当して失職した者を除く。)

四 法第二十九条第一項の規定により免職された者

五 この規程の適用を受けていた者で、退職後新たにこの規程の適用を受けることとなった者

(期末手当の支給割合)

第十四条 第十一条第二項で定める支給割合は、支給期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、期末手当規程第三条の表に掲げる割合とする。

(期末手当の支給割合算定に係る在職期間)

- 第十五条 前条の在職期間は、この規程の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間について日を単位として計算する。
- 2 前項の期間の算定に当たっては、次の各号に掲げる期間に応じ、当該期間にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た期間を除外する。
 - 一 第十三条第一項第五号に掲げる者として在職した期間 十割
 - 二 第十三条第一項第六号に掲げる者として在職した期間 十割
 - 三 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年東京都条例第十六号)第二条の規定により職務に専念する義務を免除された期間(第九条第二項第四号に掲げる場合若しくは職員の職務に専念する義務の免除に関する規則(昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号)第二条第二号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除された期間又は東京都交通局企業職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程(昭和六十一年交通局規程第十一号)第四条の規定に基づき局長が別に定める期間若しくはこれに類する期間を除く。) 十割
 - 四 休職中の者又は第十三条第一項第四号に掲げる者として在職した期間 五割
 - 五 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者として在職した期間 五割
 - 六 局長が別に定める事由に該当し、勤務しなかつた期間 局長が別に定める割合
- 3 会計年度任用職員勤務時間規程第二条の規定により定められた勤務時間の一部において、前項各号に掲げる事由により勤務しないときは、局長が別に定める期間を除外する。
- (在職期間の通算)
- 第十六条 次に掲げる者が、引き続きこの規程の適用を受ける会計年度任用職員とな

った場合においては、この規程の適用前のそれらの職員として在職した期間を、この規程の適用後の在職期間に通算する。

- 一 条例の適用を受けていた者
- 二 前号に定める者のほか、特に局長が定める者

2 この規程の適用を受ける会計年度任用職員で、異なる任命権者に任用された期間は通算しない。

3 第一項の期間の算定については、局長が別に定める場合を除き、前条の規定を準用する。

(期末手当基礎額の意義)

第十七条 第十一条第二項の期末手当基礎額は、次に掲げる額とする。

一 月額の報酬を受ける会計年度任用職員については、当該職員の受ける第一種報酬(超過勤務手当等に相当する報酬を除く。以下この条において同じ。)の額

二 日額又は時間額の報酬を受ける会計年度任用職員については、当該職員の受ける第一種報酬の額を月額に換算した額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会計年度任用職員の期末手当基礎額は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 基準日前一箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した者 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日において当該者が受けるべき第一種報酬の額に

基づく期末手当基礎額

二 基準日において、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「労働者災害補償法」という。)の規定による休業補償給付若しくは傷病補償年金(以下「休業補償給付等」という。)、労働者災害補償法の規定による休業給付若しくは傷病年金(以下「休業給付等」という。)

又は東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年東京都条例第百十四号。以下「非常勤公務災害補償条例」という。)

の規定による休業補償若しくは傷病補償年金(以下「休業補償等」という。)

を受けている者 当該者の第一種報酬の額に基づき期末手当基礎額。ただし、基準日現在労働者災害補償法第十二条の二の二第二項又は非常勤公務災害補償条例第九条第一項の規定により、休業補償給付等、休業給付等又は休業補償等を百分の七十に

減額されている場合においては、第一種報酬の百分の七十の額に基づき期末手当基礎額

三 基準日において、法第二十九条第一項の規定により、その報酬を減額されている者 減給された後の第一種報酬の額に基づき期末手当基礎額

四 基準日において育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者 基準日現在において当該者が受けるべき第一種報酬の額に基づき期末手当基礎額

五 局長が別に定める者 局長が別に定める額

(期末手当の支給日)

第十八条 期末手当の支給日は、次に定めるところによる。

一 六月一日の基準日に係る期末手当にあつては六月三十日(局長が別に定める場合は十二月十日)

二 十二月一日の基準日に係る期末手当にあつては十二月十日

2 前項各号に定める日が日曜日に当たるときはその日の前々日を、同項各号に定める日が土曜日に当たるときはその日の前日を支給日とする。

3 前二項の規定にかかわらず、局長は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により、前二項に定める支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。

(期末手当基礎額の端数計算)

第十九条 期末手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則 この規程は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第五条第二項ただし書の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程十二号

東京都下水道局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

東京都下水道局長 小山 哲 司

東京都下水道局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程(平成二十七年東京都下水道局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程

第一条中「法」という。)の下に「第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び「法」を加え、「及び費用弁償」を、「費用弁償及び期末手当」に改める。

第四条第三項及び第四項中「東京都下水道局非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程」を「東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程」に改める。

第五条第二項中「困難性」の下に「特殊性」を加え、同条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、これにより難いと局長が認める場合は、この限りでない。

第五条第四項中「法第十七条の規定に基づき任用する非常勤職員(以下「一般職非常勤職員」という。)」を「法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)」に、「規定する」を「掲げる」に改める。

第九条第一項中「一般職非常勤職員」を、「会計年度任用職員」に、「東京都下水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程」を「東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程」に、「一般職非常勤職員勤務時間規程」を「会計年度任用職員勤務時間規程」に改め、同条第二項中「一般職非常勤職員」を、「会計年度任用職員」に、「一般職非常勤職員勤務時間規程」を「会計年度任用職員勤務時間規程」に改める。

第十一条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。
第十二条を次のように改める。

(期末手当)

第十二条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員(次条第一項各号に掲げる者(以下「第一項支給対象外職員」という。))を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する会計年度の第十九条で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは任期の満了により、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八條第四項の規定により失職し、又は死亡した会計年度任用職員(次条第二項各号に掲げる者(以下「第二項支給対象外職員」という。))を除く。)についても、また同様とする。

第十三条中「及び費用弁償」を、「費用弁償及び期末手当」に改め、同条を第二十二條とし、第十二條の次に次の九條を加える。

(期末手当の支給対象外職員)

第十三条 前条前段の第一項支給対象外職員は、次に掲げる者とする。

- 一 一 会計年度において、同一の任命権者に任用される期間が通算して六月に満たない者(局長が別に定める者を除く。)
- 二 基準日に新たにこの規程の適用を受けることとなった者(第十七条の適用を受ける者を除く。)
- 三 法第二十八條第二項第一号又は職員の休職の事由等に関する規則(昭和二十七年東京都人事委員会規則第十一号)第二條第三号若しくは第四号の規定に該当して休職にされている者(以下「休職中の者」という。)
- 四 法第二十八條第二項第二号の規定に該当して休職にされている者
- 五 法第二十九條第一項の規定により停職にされている者
- 六 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第六條第五項の規定による専従休職中の者
- 七 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。))第二條第一項の規定による育児休業中の者(基準日に育児休業中の者のうち、基準日以前六箇月以内の期間(以下「支給期間」という。))において勤務した期間(休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間(育児休業法第二條第一項の規定により育児休業をしていた期間及び第三号から第五号までに掲げる者として在職した期間を除く。))を含む。)がある者を除く。)

八 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七（同法第二百九十二条において準用する場合を含む。）の規定により他の地方公共団体に派遣されている者

九 前各号に定める者のほか、局長が別に定める者

2 前条後段の第二項支給対象外職員は、次に掲げる者とする。

一 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第四号から第七号まで又は第九号のいずれかに該当した者

二 法第二十八条第一項の規定により免職された者

三 法第二十八条第四項の規定により職を失った者（法第十六条第一号に該当して失職した者を除く。）

四 法第二十九条第一項の規定により免職された者

五 この規程の適用を受けていた者で、退職後新たにこの規程の適用を受けることとなつた者

（期末手当の額）

第十四条 期末手当の額は、第二条に規定する報酬の額を基礎として第十八条で定める額（以下「期末手当基礎額」という。）に、東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程（昭和四十七年東京都下水道局管理規程第三十五号。以下「期末手当規程」という。）第二条第一項の規定により手当の支給を受ける職員（期末手当規程第三条の二第一項に規定する給料表（一）の適用を受ける職員のうち職務の級が四級である職員、給料表（一）の適用を受ける職員のうち職務の級が五級である職員及び指定職員を除く。）に適用される割合を乗じて得た額に次条で定める支給割合を乗じて得た額とする。

（期末手当の支給割合）

第十五条 期末手当の支給割合は、支給期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、期末手当規程第四条の表に定める割合とする。

（期末手当の支給割合算定に係る在職期間）

第十六条 前条の在職期間は、この規程の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間について日を単位として計算する。

2 前項の期間の算定に当たっては、次の各号に掲げる期間に応じ、当該期間にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た期間を除外する。

一 第十三条第一項第五号に掲げる者として在職した期間 十割

二 第十三条第一項第六号に掲げる者として在職した期間 十割

三 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十六号）第二条の規定により職務に専念する義務を免除された期間（第九条第二項第四号に掲げる場合若しくは職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号）第二条第二号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除された期間又は東京都下水道局職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（昭和四十七年東京都下水道局管理規程第二十一号）第四条の規定に基づく適用基準のうち局長が別に定める期間若しくはこれに類する期間を除く。） 十割

四 休職中の者又は第十三条第一項第四号に掲げる者として在職した期間 五割

五 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者として在職した期間 五割

六 局長が別に定める事由に該当し、勤務しなかつた期間 局長が別に定める割合

3 会計年度任用職員勤務時間規程第三条の規定により定められた勤務時間の一部において、前項各号に掲げる事由により勤務しないときは、局長が別に定める期間を除外する。

（在職期間の通算）

第十七条 次に掲げる者が、引き続きこの規程の適用を受ける会計年度任用職員となつた場合においては、この規程の適用前のそれらの職員として在職した期間を、この規程の適用後の在職期間に通算する。

一 給与規程の適用を受けていた者

二 前号に定める者のほか、特に局長が定める者

2 この規程の適用を受ける会計年度任用職員で、異なる任命権者に任用された期間は通算しない。

3 第一項の期間の算定については、局長が別に定める場合を除き、前条の規定を準用する。

(期末手当基礎額の意義)
第十八条 期末手当基礎額は、次に掲げる額とする。

一 月額の報酬を受ける会計年度任用職員については、当該職員の受ける第一種報酬（給与規程第三十六条に規定する超過勤務手当に相当する報酬を除く。以下この条において同じ。）の額

二 日額又は時間額の報酬を受ける会計年度任用職員については、当該職員の受ける第一種報酬の額を月額に換算した額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会計年度任用職員の期末手当基礎額は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 基準日前一箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した者 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日において当該者が受けるべき第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額

二 基準日において、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）の規定による休業補償給付若しくは傷病補償年金（以下「休業補償給付等」という。）、労災保険法の規定による休業給付若しくは傷病年金（以下「休業給付等」という。）又は東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年東京都条例第十四号。以下「非常勤公務災害補償条例」という。）の規定による休業補償若しくは傷病補償年金（以下「休業補償等」という。）を受けている者 当該者の第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額。ただし、基準日現在労災保険法第十二条の二の二第二項又は非常勤公務災害補償条例第九条第一項の規定により、休業補償給付等、休業給付等又は休業補償等を百分の七十に減額されている場合においては、第一種報酬の百分の七十の額に基づく期末手当基礎額

三 基準日において、法第二十九条第一項の規定により、その報酬を減額されている者 減給された後の第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額

四 基準日において育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者 基準日現在において当該者が受けるべき第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額

五 局長が別に定める者 局長が別に定める期末手当基礎額

(期末手当の支給日)

第十九条 期末手当の支給日は、次に定めるところによる。

一 六月一日の基準日に係る期末手当にあつては六月三十日（局長が別に定める場合は十二月十日）

二 十二月一日の基準日に係る期末手当にあつては十二月十日

2 前項各号に定める日が日曜日に当たるときはその日の前々日を、同項各号に定める日が土曜日に当たるときはその日の前日を支給日とする。

3 前二項の規定にかかわらず、局長は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により、前二項に定める支給日に支給することができないと認められた場合においては、別に支給日を定めることができる。

(期末手当基礎額の端数計算)

第二十条 期末手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(期末手当の不支給及び一時差止め)

第二十一条 期末手当の不支給及び一時差止めは、期末手当規程の適用を受ける職員の場合による。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

この規程は、平成三十二年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001